

消費者基本計画 工程表

令和 2 年 7 月 7 日
消費者政策会議決定

持続可能な開発目標（SDGs）

- 目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- 目標 9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

注：外務省ウェブサイト「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（仮訳）」から抜粋

項目名	③ デジタル・プラットフォームその他技術革新の成果の消費生活への導入等における消費者への配慮等 ウ デジタル化に対応した消費者教育・普及啓発の推進	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	○ 消費者庁の取組 社会のデジタル化に伴い発生している新たな消費者問題に対応するための知識を消費者に身に付けてもらうため、以下の取組を行う。 ・消費者教育推進会議での検討等 デジタル化に対応した消費者教育の今後の具体的な推進方策について消費者教育推進会議等の場で検討する。 ・啓発用デジタル教材の開発 「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」取りまとめを踏まえ、アクティブラーニングの考え方を取り入れ、eラーニングやオンライン授業に対応した、啓発用の教材を開発する。 ・デジタル技術を活用した普及啓発の強化 SNS やPR プラットフォームサービスを利用するなど、デジタル技術を活用したプッシュ型の情報発信を行う。										
KPI ・ 今後の取組予定	【KPI】 ・デジタル教材：教材を利用した学校での授業実施状況（令和4年度に徳島県で開始） ・普及啓発：SNS 公式アカウントでのプッシュ型情報配信サービスの登録数 （目標） SNS 公式アカウントでのプッシュ型情報配信サービスの登録数を令和3年度に20万以上とする。 【今後の取組予定】 ○ 消費者庁の取組 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>取組内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td><td> ・消費者教育推進会議での検討開始 ・デジタル教材の内容を検討する検討会の開催、検討開始 ・SNS 公式アカウントでの情報発信開始 </td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td> ・消費者教育推進会議での結論 ・デジタル教材の内容決定、開発 ・PR プラットフォームの利用開始 </td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td rowspan="3"> ・教材の授業での利用開始 ・施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し </td></tr> <tr> <td>令和5年度</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td></tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・消費者教育推進会議での検討開始 ・デジタル教材の内容を検討する検討会の開催、検討開始 ・SNS 公式アカウントでの情報発信開始	令和3年度	・消費者教育推進会議での結論 ・デジタル教材の内容決定、開発 ・PR プラットフォームの利用開始	令和4年度	・教材の授業での利用開始 ・施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容										
令和2年度	・消費者教育推進会議での検討開始 ・デジタル教材の内容を検討する検討会の開催、検討開始 ・SNS 公式アカウントでの情報発信開始										
令和3年度	・消費者教育推進会議での結論 ・デジタル教材の内容決定、開発 ・PR プラットフォームの利用開始										
令和4年度	・教材の授業での利用開始 ・施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し										
令和5年度											
令和6年度											